

国民年金

ご存知ですか？後納制度 (国民年金保険料の納付期限の延長)

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が年金受給資格を得られる場合があります。

《対象者》

- (1) 20歳以上60歳未満の人
5年以内に納め忘れの期間や未加入期間のある人
- (2) 60歳以上65歳未満の人
(1)の期間のほか、任意加入中に納め忘れがある人
- (3) 65歳以上の人
年金受給資格がなく、任意加入中の人など

※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている人は申し込みできません。詳しくはお問い合わせください。

- お問い合わせ／町民課保険医療係 ☎内線118~121
釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

『親子の食育教室』を 開催します

町では、『冬休み親子の食育教室』を開催します。食育教室は、子どものころから好ましい食習慣を学び、食事を作る楽しさや食べることの喜び、そして大切さを体験してもらおうと行うものです。

当日は、カップちらしや焼きそばなどを作ります。詳しくはお問い合わせください。

●日時・場所
▽社会福祉センター／1月8日(金)10時から14時

- ▽保健福祉総合センター／1月13日10時から14時
- 対象／小学生とその保護者各20組
(子どもだけの参加もできます)
- 用意する物／エプロン・三角巾
- 調理実習費
／300円
- 締め切り
12月28日(月)
- 申し込み・問い合わせ
健康づくり係
☎53-3333



情報館

パソコン講習『年賀状講座』 を開催します

情報館では、年賀状作成ソフトを使って年賀状の裏面を作成する『年賀状講座』を開催します。



- 日時／高校生以上 12月4日(金)19時から21時、小学3年生以上 12月5日(土)10時30分から12時
- 場所／厚岸情報館パソコン実習室
- 定員／各8人(応募多数の場合は抽選)
- 参加料／高校生以上 1千円、中学生以下 500円

相談

一人で悩まず私たちに 相談してください

人権は人間が幸福な人生を送る上で最も大切な権利です。これを守るのが人権擁護委員です。

釧路人権擁護委員協議会では次の日程で特設人権相談を行います。妨害や嫌がらせ、人権侵犯問題、家庭問題などで困っている人は相談してください。

- 日時／12月7日(月)13時から15時

- 場所／役場庁舎和室
- 問い合わせ／釧路地方務局人権擁護課 ☎0154-31-5014、総務係 ☎内線214

下水道

受益者負担金の 納め忘れはありませんか

水洗トイレなど下水道の利用が可能な地区に土地などを所有している人には、5年間に分けて公共下水道受益者負担金を納めてもらっています。

この負担金は下水道の建設費に充てられます。

12月25日(金)は第3期の納期限です。納め忘れがないか納付書を確認のうえ、期限までに納めましょう。

- 問い合わせ／業務係 ☎内線178、181

今月の納期

12月25日(金)までに 必ず納めましょう

納付には便利な口座振替をお勧めします。



町税および国民健康保険税

当日は夜間窓口を開いていますので、ご利用ください。

- 集合税(町道民税・固定資産税・都市計画税) 第7期
- 国民健康保険税(普通徴収) 第6期
- 夜間窓口／12月25日(金)17時15分～20時 役場税財政課窓口
- 問い合わせ／税財政課納税係 ☎内線142~147

後期高齢者医療保険料

- 後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第6期
- 問い合わせ／町民課保険医療係 ☎内線118~121

介護保険料

- 介護保険料(普通徴収) 第6期
- 問い合わせ／保健福祉課介護保険係 ☎53-3333

脅威の浄水力!!

RO浄水器

不純物を0.0001μの微細なフィルターでほぼ完璧に除去

安心安全でおいしい水は
家庭でつくりましょう!



今まで高価だった高性能
浄水器を低価格にて御提供。

毎日摂取する水について興味
がある方は、是非お電話を!

省スペースタイプ

パソコンのお悩みを解決!

- インターネットが繋がらない。
- 印刷ができない。
- ウイルスに感染したかも。
- 新しいパソコンを買ったが前使っていたパソコンのデータも使いたい。
- パソコンに関するコンサルティングを御希望の方。
- 企業のネットワークやシステムに関する事もお気軽に御相談下さい。

パソコンでお困りの方はお電話下さい!

(株)ヒシナカ RO・PC事業部 ☎0120-832-450 厚岸町湾月2丁目24番地 ☎0153-52-6411 / FAX 0153-52-8011

【相談窓口】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

☎0120-149-931 (フリーダイヤル)

※平日9時から17時(土日祝日・年末年始を除く)

※IP電話等でフリーダイヤルが利用できない場合は、
03-3506-9411(有料)をご利用ください。

※支給対象となるのは、請求した日からさかのぼって5年以内に受けた医療に限られていますので、早急に請求してください。

- お問い合わせ／健康づくり係 ☎53-3333